

令和4年8月23日（火）  
日本教育会館

夜間研修会資料

# 暗号資産に関する税制

講 師

やすこうち まこと

日本暗号資産取引業協会 参与 安河内 誠 氏

東京税理士会 麹町支部

# 自己紹介

- 国税

- 33年（1987～2020）
- そのうち財務省に 20年（1995～2015）、税制の企画立案、法令改正  
国際課税 10年、所得税 10年
- そのほか、国税庁税務大学校で仮想通貨税務の研究、東京国税局で国際課税  
（移転価格税制）の調査やOECD対応（CbC Reporting、ICAP）など

- 暗号資産

- 2年（2020～2022）
- [日本暗号資産取引業協会](#)（JVCEA）事務局
  - 事務局長（～2022年5月）、参与（6月～）

- ?

この資料の記載及び本日の発表において、意見にわたる部分は発表者の私見であり、所属する、又は所属していた組織の公式な見解を示すものではありません。

# 今回の講義の内容は・・・

- 暗号資産と税制・税務に関する項目の概要を説明します。
- 関連する項目を広めにピックアップしました。
- 概要の説明を中心に行い、深い説明はしません。
- 気になる項目、深く知りたい項目は、リンク先を確認してください。
- さらに知りたい場合は、個別に連絡ください。

# 暗号資産に関する税制 目次

- 検討の対象等
- 暗号資産（仮想通貨）とは
- 暗号資産の税務の取扱い
- 暗号資産の税制改正要望
- 会計上の論点
- その他

# 検討の対象、検討の要否

暗号資産のみならず、様々な決済手段、様々なデジタル資産が出現。  
税務の取扱いの検討が必要なもの、必要でないものが混在。

## 決済手段の例

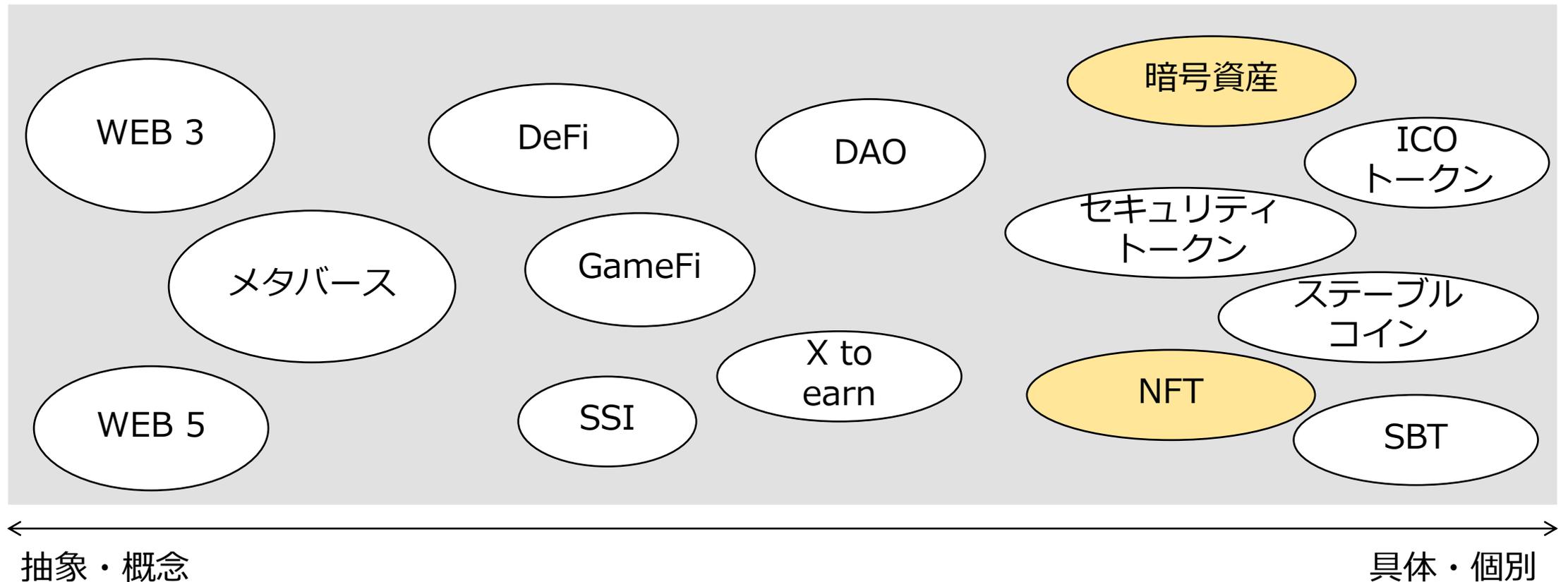
電子マネー	スマホ決済	企業ポイント	暗号資産
Suicaとか	PayPayとか	Tポイントとか	ビットコインとか

## デジタル資産の例

暗号資産	ステーブルコイン	NFT	デジタル証券
ビットコインとか	USDテザーとか	BAYCとか	不動産STとか

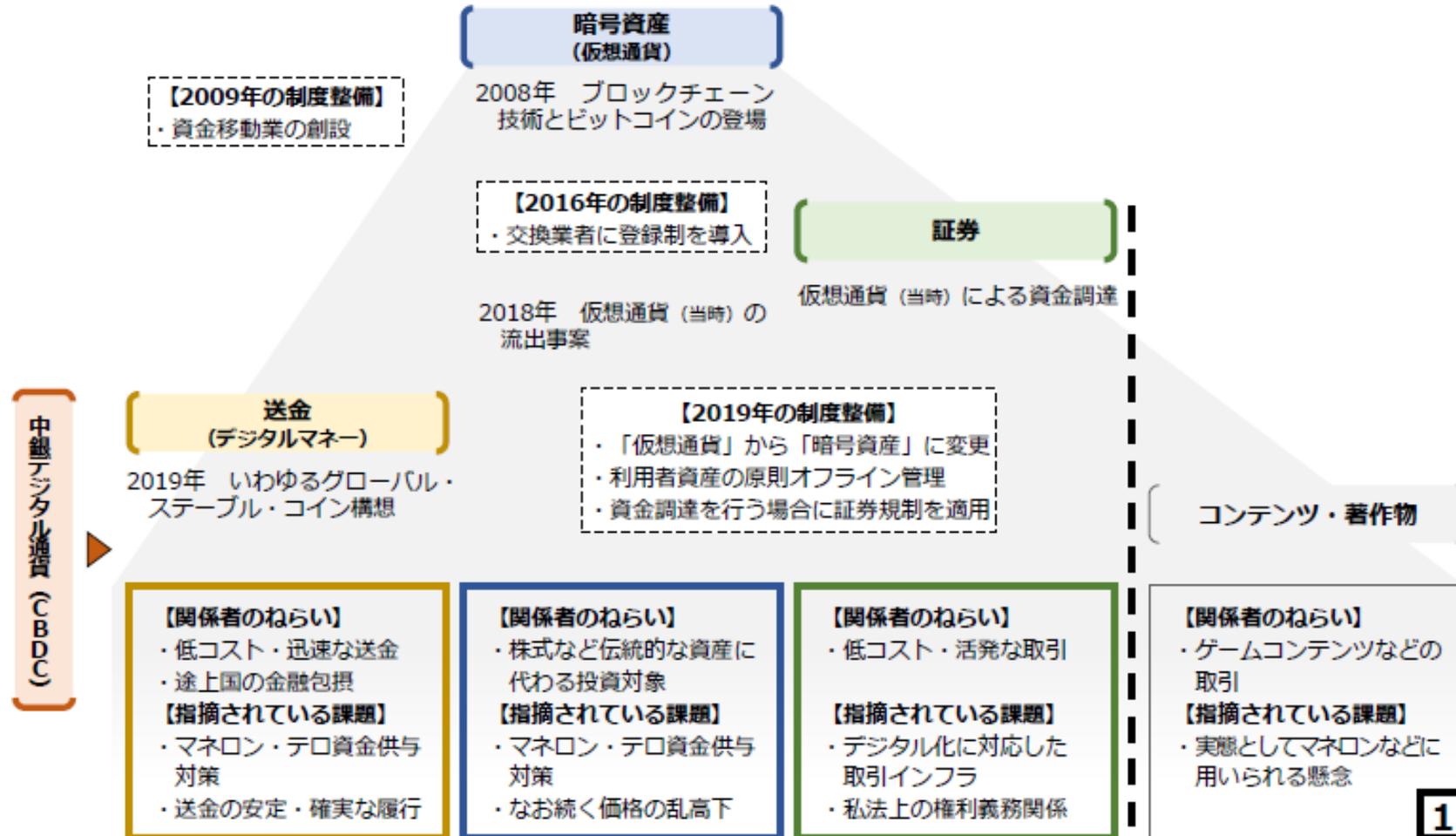
# 検討の対象の変化（進化）

暗号資産を取り巻く状況は刻々と変化し、様々な概念やプロジェクト、プロダクトが発生。多くは税務の取扱いが明らかでない。都度、税の原則に立ち戻って考える必要。

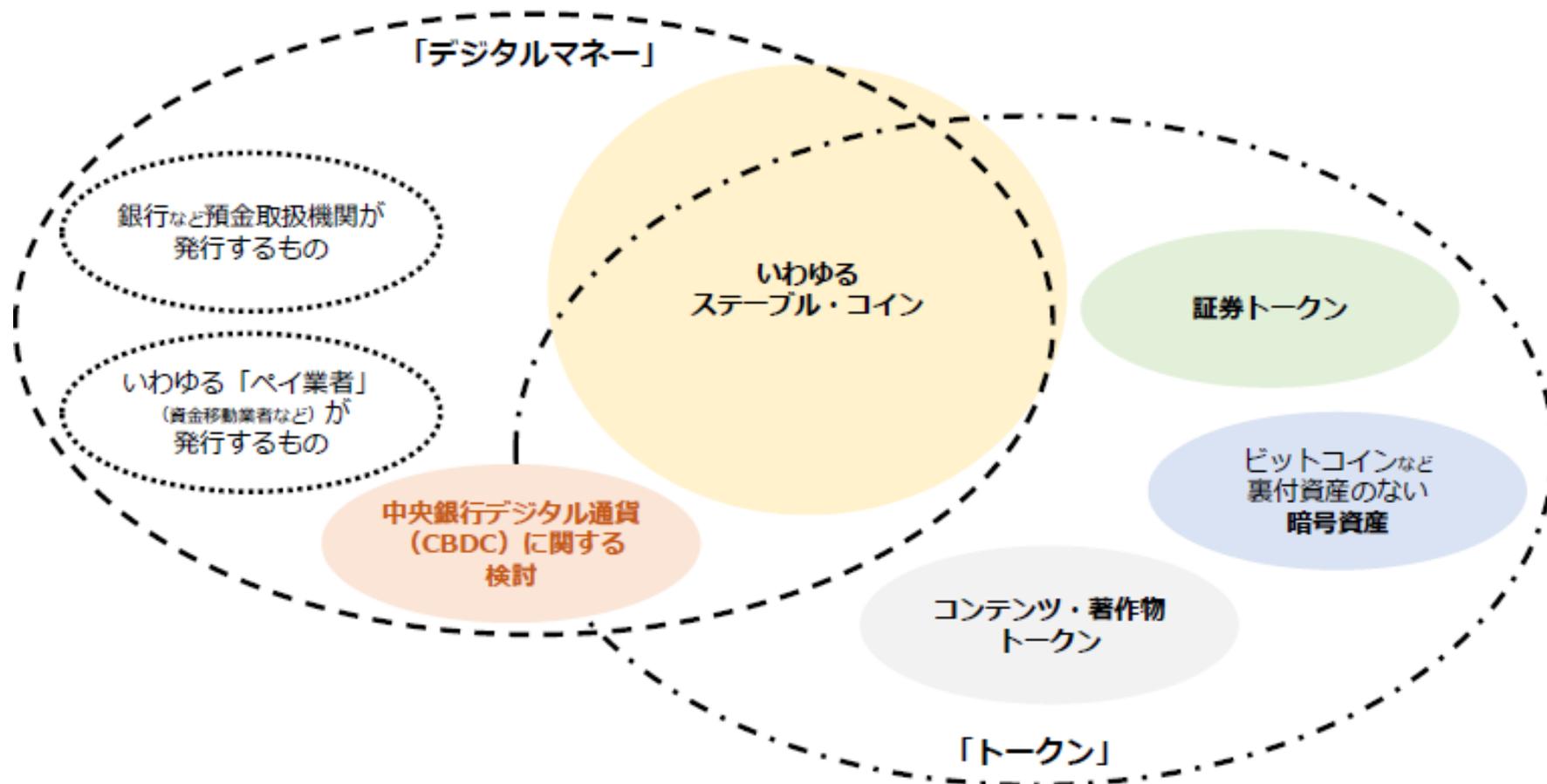


## 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」の設置について

- 社会経済全体のデジタル化が進む中、ブロックチェーン技術の活用を含め、金融のデジタル化が加速。
- こうした中、民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する観点から、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等を検討する。



## 関連する最近の取組み（イメージ）



暗号資産（仮想通貨）とは

# 暗号資産（仮想通貨）とは

- 「暗号資産（仮想通貨）」とは、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において、次の性質をもつものと定義されています。
  1. 不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できる
  2. 電子的に記録され、移転できる
  3. 法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない
- 代表的な暗号資産には、ビットコインやイーサリアムなどがあります。

# 暗号資産の法律上の定義

## 資金決済法第2条

- 5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。
- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
  - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 6 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの（以下この項において「債務の履行等」という。）が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

# 「暗号資産（仮想通貨）」が法定された経緯

## 暗号資産に係る法制度の整備（2016年法改正）

### 1. MT GOXの事案について

- ビットコインの売買業務を行っていたMTGOX社について、破産手続が開始（2014年）

### 2. 国際的な議論の状況

- G7エルマウ・サミット首脳宣言（2015年6月）  
「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」
- FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（2015年6月）  
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである。」

### 3. 資金決済法・犯罪収益移転防止法等の改正（2017年4月施行）

- **暗号資産の交換業者に登録制を導入**
  - ・ 口座開設時における**本人確認等を義務付け**
  - ・ 利用者保護の観点から、一定の**制度的枠組みを整備**  
（最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など）

[暗号資産（仮想通貨）に関連する制度整備について【金融庁】](#) p.1

# 「暗号資産（仮想通貨）」の規制の強化

## 暗号資産に係る法制度の整備（2019年法改正）

### 4. 暗号資産を取り巻く環境の変化

顧客の暗号資産の流出事案が発生

暗号資産が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、  
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産を用いた新たな取引が登場  
(証拠金取引、ICO)

⇒ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」を11回にわたり開催（2018年4月～12月）し、  
暗号資産交換業等を巡る諸問題についての制度的な対応を検討

### 5. 資金決済法・金融商品取引法等の改正（2019年6月公布、2020年5月施行）

- 利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備
- 国際的な動向等を踏まえ、**法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更**

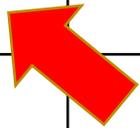
[暗号資産（仮想通貨）に関連する  
制度整備について【金融庁】p.2](#)

# 暗号資産（仮想通貨）の呼称

2016年の資金決済法改正で、「**仮想通貨**」と法定（2017年施行）

2019年の資金決済法改正で、「**暗号資産**」に変更（2020年施行）

	Asset (資産)	Currency (通貨)
Crypto (暗号)	Crypto Asset <b>暗号資産</b>	Crypto Currency 暗号通貨
Virtual (仮想)	Virtual Asset 仮想資産	Virtual Currency <b>仮想通貨</b>



# 暗号資産の取得

暗号資産を取得する簡単な方法 ⇒ 暗号資産交換業者に口座を開いて暗号資産を購入。  
最低取引単位は株式のように大きくないので、少額でも購入できる。

## 仮想通貨／ビットコインの買い方 | 初心者向けに購入手順を徹底解説

🕒 2022年05月27日 (公開日: 2021年09月30日)



1. 暗号資産（仮想通貨）取引所／販売所への登録
2. 本人確認書類の画像の提出
3. スマホでSMS認証を実施
4. 二段階認証の設定
5. 暗号資産（仮想通貨）取引所／販売所への入金
6. 暗号資産（仮想通貨）の選定・購入

[「仮想通貨／ビットコインの買い方・購入方法！売り方も含めて初心者におすすめの取引所を徹底解説【買うならどこ？いくらからどこで買うべき？】」 | coindesk JAPAN | コインデスク・ジャパン](#)

# 暗号資産の税務（現行）

# 暗号資産に関する税務の説明（国税庁）

暗号資産に係る税務の取扱いについて、国税庁から以下の情報が公表されている。  
情報（FAQ）は平成29年（2017年）に初出、その後毎年更新されている。

- 情報（FAQ）
  - [暗号資産に関する税務上の取扱い及び計算書について（令和3年12月）](#)
- タックスアンサー
  - [No.1524 暗号資産を使用することにより利益が生じた場合の課税関係](#)
  - [No.1525 暗号資産交換業者から暗号資産に代えて金銭の補償を受けた場合](#)
  - [No.1525-2 NFTやFTを用いた取引を行った場合の課税関係](#)
- その他
  - [スマホで確定申告（暗号資産編）](#)

# 暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）

所得税・法人税を中心に各税目にわたって詳細なQ&Aが掲載されている。

## 《目次》

### 《所得税・法人税共通関係》

1 暗号資産を売却した場合	4
2 暗号資産で商品を購入した場合	5
3 暗号資産同士の交換を行った場合	6
4 暗号資産の取得価額	7
5 暗号資産の分裂（分岐）により暗号資産を取得した場合	9
6 マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合	10

### 《所得税関係》

7 暗号資産取引による所得の総収入金額の収入すべき時期	11
8 暗号資産取引の所得区分	12
9 暗号資産の必要経費	13
10 暗号資産の譲渡原価	14
11 暗号資産の評価方法の届出	17
12 暗号資産の評価方法の変更手続	19
13 暗号資産の取得価額や売却価額が分からない場合	21
14 年間取引報告書を活用した暗号資産の所得金額の計算	22
15 年間取引報告書の記載内容	24
16 暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合の取扱い	26
17 暗号資産取引で損失が生じた場合の取扱い	28
18 暗号資産の証拠金取引	29
19 暗号資産の信用取引	30

### 《法人税関係》

20 暗号資産の譲渡損益の計上時期	31
21 暗号資産の譲渡原価	32
22 暗号資産の期末時価評価	33
23 暗号資産信用取引を行った場合	34

24 暗号資産信用取引の譲渡損益の計上時期	35
25 暗号資産信用取引に係るみなし決済損益額	36
《相続税・贈与税関係》	
26 暗号資産を相続や贈与により取得した場合	37
27 相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法	38
《源泉所得税関係》	
28 暗号資産による給与等の支払	39
《消費税関係》	
29 暗号資産を譲渡した場合の消費税	40
30 暗号資産の貸付けにおける利用料	41
《法定調書関係》	
31 財産債務調書への記載の要否	42
32 財産債務調書への暗号資産の価額の記載方法	43
33 国外財産調書への記載の要否	44

これを要約すると・・・

# 暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）要約

## ●課税を考えるタイミング

暗号資産の 売買	代価の決済	暗号資産同士の 交換	証拠金取引 信用取引
暗号資産の 分裂（分岐）	マイニング	レンディング ステーキング	その他

## ●考えること

収入計上時期	所得区分	必要経費	譲渡原価
期末の評価	低額譲渡	???	その他

## ●他の税目、税務手続き

消費税	相続税	源泉徴収	国外財産調書 など
-----	-----	------	-----------

# NFTやFTを用いた取引を行った場合の課税関係

1 いわゆるNFT（非代替性トークン）やFT（代替性トークン）が、暗号資産などの財産的価値を有する資産と交換できるものである場合、そのNFTやFTを用いた取引については、所得税の課税対象となります。

※ 財産的価値を有する資産と交換できないNFTやFTを用いた取引については、所得税の課税対象となりません。

2 所得税の課税対象となる場合の所得区分は、概ね次のとおりです。

(1) 役務提供などにより、NFTやFTを取得した場合

- ・ 役務提供の対価として、NFTやFTを取得した場合は、事業所得、給与所得または雑所得に区分されます。
- ・ 臨時・偶発的にNFTやFTを取得した場合は、一時所得に区分されます。
- ・ 上記以外の場合は、雑所得に区分されます。

(2) NFTやFTを譲渡した場合

- ・ 譲渡したNFTやFTが、譲渡所得の基因となる資産に該当する場合（その所得が譲渡したNFTやFTの値上がり益（キャピタル・ゲイン）と認められる場合）は、譲渡所得に区分されます。

(注) NFTやFTの譲渡が、営利を目的として継続的に行われている場合は、譲渡所得ではなく、雑所得または事業所得に区分されます。

- ・ 譲渡したNFTやFTが、譲渡所得の基因となる資産に該当しない場合は、雑所得（規模等によっては事業所得）に区分されます。

# 暗号資産の損益計算サービス

## 仮想通貨収支計算ツール「クリプトリンク」

暗号資産の管理・収支計算

## 仮想通貨の損益計算ソフト Gtax

取引所・販売所 + 追加

## Cryptact 投資支援プラットフォーム

投資の「全て」をサポート

仮想通貨・暗号資産の損益計算、資産管理、確定申告のサポートまで投資の全てをサポートするクリプタクト。国内ユーザー数No1、国内総合力No.1の実績を体験してみてください！

無料アカウント作成 またはさらに詳しく

# 暗号資産の税制改正要望

# 2023年度税制改正要望 骨子

## 分離課税

- 20%の申告分離課税
- 損失繰越控除（3年間）
- 暗号資産デリバティブ取引についても同様

## 法人税

- 期末時価評価課税の対象を短期売買目的の保有に限定
- 少なくともまず自社発行分を対象から除外

## 資産税

- 相続した暗号資産の譲渡による所得を取得費加算の特例対象とする
- 相続財産評価に過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可

「[「2023年度 税制改正  
要望書」概要](#)」  
日本暗号資産取引業協会HP

# 税制改正要望の背景

- **暗号資産市場の大幅な拡大・成長（時価総額、取引金額増）**
- **新たな利活用の拡大（NFT、メタバース）**
- **Web3.0推進が日本の成長戦略に（骨太方針、自民党NFTホワイトペーパー）**



**Web3.0市場及び企業の育成や、海外競争力強化のため、暗号資産税制は不可欠かつ急務に**

「[「2023年度 税制改正要望書」概要](#)」  
日本暗号資産取引業協会HP

# 暗号資産の各国税制比較

暗号資産の各国税制比較表

【資料2】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税面から見た暗号資産（仮想通貨）の位置付け	金融資産／支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）（※2.1）	のれん以外の無形資産	資産（その他資産※4.1）	投資資産（movable investments）（※5.1）
個人の所得税	原則雑所得、事業と認められる場合は事業所得（国税庁「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」8）。最大45%（住民税込みで55%）で総合課税。申告分離ではない。 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要。	キャピタルゲイン課税。1年以上保有した場合、“long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税。1年未満の保有の場合は通常の累進課税。（※2.2）	所有を觀念でき、認識可能な価値を有する限り、暗号資産は“chargeable asset”としてキャピタルゲイン課税の対象になる。（※3.1）  納税者が“higher or additional rate taxpayer”である場合には、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率に服する。（※3.2）	仮想通貨（ユーティリティ・トークンを含まない。）を1年以上保有している場合には原則として課税されない。1年を超えない場合はキャピタルゲイン課税が発生するが、1年の利益合計が600ユーロ以下の場合には非課税。事業と認められる場合は事業所得として課税（※4.1）。  個人が行うBTC及びETHの譲渡は、レンディングやステーキングの場合でも上記1年経過後には非課税となる（※4.2、※4.3）	個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（下記のとおり仮想通貨相互の交換は含まれない。）は、30%（社会保険負担を含む。）の固定税率で課税されており、また、年間の利益が305ユーロを超えない限りは課税されない。  ただし、機関投資家やマイニング事業者については、最高税率を45%とする累進税率による所得税の対象になる。（※5.1）  2023年1月1日以降については、個人資産として仮想通貨を売却する場合、反復性を問わず固定税率が適用され、また、累進課税との選択が可能になる（※5.2、5.3）。
マイニングにより取得した仮想通貨の最初の課税時点	マイニングによる取得時点	マイニングによる取得時点 受領時点での時価を収入として認識する。また、事業として行っている場合には、“Self-Employment”による収入として課税に服する。（※2.3）	マイニングによる取得時点 課税の有無は活動の内容等に左右され、もし取引として行われない場合には、雑所得（miscellaneous income）として取り扱われる。（※3.3）	事業者／恒常的な取引者であるかどうかにより異なる。	処分（交換）時点
仮想通貨の交換等につき課税が発生する場合	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨、仮想通貨及び物品／サービスとの各交換	法定通貨及び物品／サービスとの各交換（※5.1）
（ご参考）消費税（VAT）の課税	2017年7月1日以降、原則として非課税（仕入税額控除計算に当たり非課税売上高にする必要なし。）。ただし、貸借取引等、現行では課税取引と整理せざるを得ない場合が存在する。	アメリカには消費税そのものは存在せず、州で定められた売上税（Sales Tax）又は使用税（Use Tax）が存在するのみである。	原則として課税対象外（※3.4）	マイニングは非課税。一方、それ以外のデジタルウォレットやオンライン取引プラットフォームについては課税される。（※4.4）	マイニングはサービス提供として課税の対象になる。また、物品の仮想通貨での購入もVATの対象になる。一方、法定通貨との交換や仮想通貨の売買は課税対象外。（※5.4）

※1 本比較表は、特段の注記がない限り、OECD「[Taxing Virtual Currencies: An Overview of Tax Treatments and Emerging Tax Policy Issues](#)」の記載を前掲に整理している。

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）税制検討部会

※2.1 IRSウェブサイト「[Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions](#)」Q-1,Q-2

※2.2 IRSウェブサイト「[Topic No. 409 Capital Gains and Losses](#)」

※2.3 IRSウェブサイト「[Notice 2014-21](#)」Q-8 & Q-9

※3.1 GOV.UK Cryptoassets Manual「[CRYPTO21050 - Cryptoassets for individuals: Capital Gains Tax: what is an asset](#)」

※3.2 GOV.UK「[Capital Gains Tax](#)」

※3.3 GOV.UK Cryptoassets Manual「[CRYPTO21150 - Cryptoassets for individuals: Income Tax: mining transactions](#)」

※3.4 GOV.UK VAT Finance Manual「[VATFN2330 - Money \(including transfer of money\) and related services: examples of services and products falling within item 1: Bitcoin and similar cryptocurrencies](#)」

※4.1 Bundesministerium der Finanzen（ドイツ財務省）「[Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von Token](#)」31項及び53項

※4.2 <https://www.ftimes.com/germany-declares-crypto-gains-tax-free-after-year-even-if-coins-are-used-lending-or-3511980>

※4.3 前掲「[Einzelfragen zur ertragsteuerrechtlichen Behandlung von virtuellen Währungen und von Token](#)」54項

※4.4 USA LIBRARY OF CONGRESS「[Germany: Federal Ministry of Finance Publishes Guidance on VAT Treatment of Virtual Currencies](#)」

※5.1 Comptanda「[Guide to Crypto Taxes in France](#)」

※5.2 <https://www.economie.gouv.fr/cedef/regime-fiscal-minage-cryptomonnaies>

※5.3 <https://www.quechoisir.org/actualite-cryptomonnaies-des-regles-fiscales-plus-claires-en-2023-n97736/>

※5.4「[Cryptocurrencies and Taxes in France: All There is to Know](#)」

2023年度 税制改正要望書  
各国税制比較表  
日本暗号資産取引業協会HP

# 暗号資産の各国税制比較

## ■ 各国税制比較

日本	総合課税
	税率最大55%
	年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要
アメリカ	キャピタルゲイン課税
	税率最大20%
	1年以上保有した場合。1年未満の保有の場合は通常の累進課税
イギリス	キャピタルゲイン課税
	20%固定税率
ドイツ	キャピタルゲイン課税
	年間利益が600ユーロ以下の場合には課税されない
	1年以上保有している場合には原則課税されない
フランス	キャピタルゲイン課税
	30%固定税率
	年間利益が305ユーロを超えない限りは課税されない

「[「2023年度 税制改正要望書」概要](#)」  
日本暗号資産取引業協会HP

# 自民党の提言

自民党デジタル社会推進本部による提言「[デジタル・ニッポン2022](#)」が、年初からの活発な議論を経て4月26日に公表された。

別添の「NFTホワイトペーパー」に、暗号資産に係る税の改正を求める提言が多数あり。

## デジタル・ニッポン 2022

～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～



- 自社発行トークンに対する期末時価評価課税の見直し
- 個人が暗号資産の譲渡等をした場合の税制の検討
- 国境を跨ぐNFT取引の所得税及び消費税の取扱いの明確化

# NFTホワイトペーパー（税制改正項目）

## 6. ブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策

### (1) ブロックチェーンエコノミーに適した税制改正

項目	内容
問題の所在	日本でブロックチェーン関連事業を起業するにあたって大きな障害となっている要因の一つが、暗号資産の期末時価評価による法人税課税である。企業がトークンを発行し、一定数は譲渡せずに自社で保有する場合、当該トークンが「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社保有分に関しては現金収入が生じていない中で、法人税法上期末時価評価の対象となる結果、含み益に対して法人税が課されることとなる。このような自社発行の保有トークンに対する時価評価課税は企業にとって極めて重い負担であり、その結果、多くのブロックチェーン関連のスタートアップ企業が日本で起業せず海外に流出する要因となっている。
提言	発行した法人が自ら保有するトークン（いわゆる「ガバナンストークン」を含む。）について、制度上の位置付け・会計実務上の取扱いの明確化等を行った上で、「活発な市場が存在する暗号資産」に該当する場合であっても期末時価評価の対象から除外し、第三者に譲渡して実際に収益が発生した時点で課税するよう税制改正や税制上の取り扱いの見直し等を行うべきである。

# NFTホワイトペーパー（税制改正項目）

## 6. ブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策

### (5) 利用者に対する所得課税の見直し

項目	内容
問題の所在	<p>現行の税制においては、暗号資産が資金決済法上「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と位置付けられていること等を踏まえ、暗号資産の売却又は使用により生じた利益は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものと解されており、以下のような課税関係となっている。</p> <p>①暗号資産取引により生じた損益に対する所得税の課税 個人が行う暗号資産取引により生じた損益は、所得税法上、原則として雑所得に区分されるため、最高55%の税率で所得税及び住民税が課されることになる。</p> <p>②暗号資産を他の暗号資産と交換した場合の課税 保有する暗号資産を円やドル等の法定通貨と交換した場合だけでなく、他の暗号資産と交換した場合にも、暗号資産を譲渡したのものとして、暗号資産の譲渡に係る損益に対して所得税が課されることになる。</p>
提言	<p>個人が行う暗号資産の取引により生じた損益について20%の税率による申告分離課税の対象とすること等を含めた暗号資産の課税のあり方については、暗号資産の位置付けや課税の公平性を踏まえつつ、検討を行う必要がある。</p>

# NFTホワイトペーパー（税制改正項目）

## 6. ブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策

### (6) 国境を跨ぐ取引における所得税及び消費税の課税関係の整理

項目	内容
問題の所在	<p>国境を跨ぐNFT取引が行われた場合における課税関係について、以下の点等において必ずしも明確ではない部分があるため、国境を跨ぐNFT取引促進の阻害要因となっている。</p> <p>①所得税及び法人税の課税関係 海外の事業者が日本の居住者や内国法人との間でNFT取引を行った場合、日本において源泉徴収及び申告課税の対象になるか。</p> <p>②消費税の課税関係 海外の事業者が日本の居住者や内国法人との間でNFT取引を行った場合、国内取引として消費税の課税取引に該当するか。</p>
提言	<p>国境を跨ぐNFT取引が行われた場合における所得税及び消費税の課税関係を明確化すべきである。その上で、国内外の事業者の課税の公平性を担保するためにも、所得税及び消費税の課税対象となる場合には適切な執行がされるべきであり、そのために必要な体制の整備等の適切な措置を講ずべきである。</p> <p>また、国境を跨ぐNFT取引に対する課税において適切な執行を行うためには海外の当局と適切に連携していく必要があり、そのための国際的な協力の枠組みを構築、運用すべきである。</p>

# 税制改正の主なプロセス

# 税制改正のプロセス

**Q** 税制改正のプロセスについて教えてください。

**A** 回答

税制は、税負担の公平確保などの理念に沿いつつ経済社会の変化に十分対応できるよう、その仕組みについて不断に見直すとともに、租税特別措置についても、絶えずその在り方を検討する必要があります。そこで、国民各層や各種団体の税制改正要望等を踏まえつつ、例年、予算編成作業と並行して、税制改正の作業が行われています。

税制改正は、租税法律主義の下、立法の手続きをとることを要し、以下の手順で進められます。

まずは、経済社会の変化等を踏まえて、その時々課題を中心に議論が進められます。

具体的には、政府税制調査会が中長期的視点から税制のあり方を検討する一方、毎年度の具体的な税制改正事項は与党税制調査会が税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、「[税制改正の大綱](#)」が閣議に提出されます。

そして、閣議決定された「[税制改正の大綱](#)」に沿って、[国税の改正法案](#)については財務省が、地方税の改正法案については総務省が作成し、国会に提出されます。

国会では、衆議院と参議院のうち、まず先に改正法案が提出された議院において、財務金融委員会（衆議院）若しくは財政金融委員会（参議院）又は総務委員会での審議を経て、本会議に付されます。可決されると、もう一方の議院に送付され、そこでも同様のプロセスによって可決されると改正法案は成立し、改正法に定められた日から施行されることとなります。

政府税制調査会が中長期的視点から税制のあり方を検討する一方、毎年度の具体的な税制改正事項は与党税制調査会が税制改正要望等を審議し、その後取りまとめられる与党税制改正大綱を踏まえて、「[税制改正の大綱](#)」が閣議に提出されます。

[「身近な税 Q&A」](#) 財務省HP

# 税制改正の大まかな流れ



# 税制調査会

## (政府の) 税制調査会

- 内閣総理大臣の諮問機関
- 設置根拠：内閣府本府組織令、  
税制調査会令
- 委員は学識者や有識者など  
(委員名簿)

## (与党の) 税制調査会

- 党の政策決定機関の一部
- (自民党は) 党則48条が根拠
- 調査会 (税制調査会を含む) の  
名簿

# (政府) 税制調査会への諮問

令和3年11月12日

税制調査会会長 殿

内閣総理大臣 岸田文雄

諮問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく。こうした観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、**あるべき税制の具体化**に向け、包括的な審議を求める。



# (自民党) 税制調査会委員名簿

## 政務調査会

2022/6/7

### — 調査会 —

#### 1 税制調査会

( 会 長 )  
( 顧 問 )  
( 小 委 員 長 )  
( 小 委 員 長 代 理 )  
( 副 会 長 )

宮 沢 洋 一  
甘 利 明  
加 藤 勝 信  
石 田 真 敏  
逢 田 一 郎  
金 中 和 年  
田 上 誠 一 徳  
村 本 有 雅 二  
山 川 賢 一 治  
中 藤 康 弘  
う え の 梨 さ つ き  
齋 葉 山 波 宏 文

額 賀 福 志 郎

衛 藤 征 士 郎  
塩 谷 本 山 立 匠 裕  
根 森

奥 野 信 亮  
坂 井 川 学  
古 川 や り 隆 史  
西 田 昌 司

小 新 平 山  
淵 藤 井 口  
優 義 卓 俊  
子 孝 也 一

小 倉 將 信  
谷 本 公 剛  
松 佐 藤 本 藤 剛 信  
佐 藤 本 藤 剛 信

# 会計上の論点

# 暗号資産に係る会計処理の基準

暗号資産の会計の取扱いとして、2018年に実務対応報告が公表されている。  
ただし、自己の発行した暗号資産（仮想通貨）は対象範囲から除かれている。

## 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の目的、範囲

### 目的

平成28年に「資金決済に関する法律」が改正され、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入された。

本実務対応報告は、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いとして、必要最小限の項目について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的とする。

### 範囲

本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。

ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

# 収益認識基準における暗号資産の取扱い

収益に関する会計処理及び開示についての基準が定められている。  
ただし、暗号資産（仮想通貨）は対象範囲から除かれている。

## 「収益認識に関する会計基準」の範囲

### 範囲

- 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との取引から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。
  - (1)~(6) 省略
  - (7) 資金決済に関する法律における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引法における定義を満たす電子記録移転権利に関連する権利
- 顧客との契約の一部が前項(1)から(7)に該当する場合には、前項(1)から(7)に適用される方法で処理する額を除いた取引価格について、本会計基準を適用する。

# 暗号資産に該当するICOトークンの論点整理

金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いに関する論点が公表された（2022年3月）。公表された論点につき意見募集がなされ、複数の団体から意見が提出されている。

2022年3月15日  
企業会計基準委員会

## 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の公表

### コメントの募集

2019年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正されました（以下「改正金融商品取引法」という）。これにより、いわゆる

[「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の公表](#)

その他

# 暗号資産などの国際的情報交換の枠組み

非居住者による暗号資産等の取引情報を国家間で交換する枠組みがOECDで議論されている。非居住者の金融口座情報の交換（CRS）と概ね同様の枠組み。ただし、対象範囲は資金決済法の「暗号資産」に限られない。

## Scope of Crypto-Assets to be covered

10. The proposed definition of Crypto-Assets under the CARF focuses on the use of cryptographically secured distributed ledger technology, as this is a distinguishing factor underpinning the creation, holding and transferability of Crypto-Assets. The definition also includes a reference to “similar technology” to ensure it can include new asset classes that emerge in the future and that operate in a functionally similar manner to Crypto-Assets. The definition of Crypto-Assets thereby targets those assets that can be held and transferred in a decentralised manner, without the intervention of traditional financial intermediaries, including stablecoins, derivatives issued in the form of a Crypto-Asset and certain non-fungible tokens (NFTs).

11. The definition of Crypto-Assets is meant to ensure that all assets covered under the new tax reporting framework also fall within the scope of the FATF Recommendations, ensuring intermediaries’ due diligence requirements can build on existing AML/KYC obligations.

# メタバースと税

メタバースは、おおまかには「インターネット上に構築され、多くのユーザーが、同時に参加し、相互にコミュニケーションができる仮想の三次元空間」と理解される。

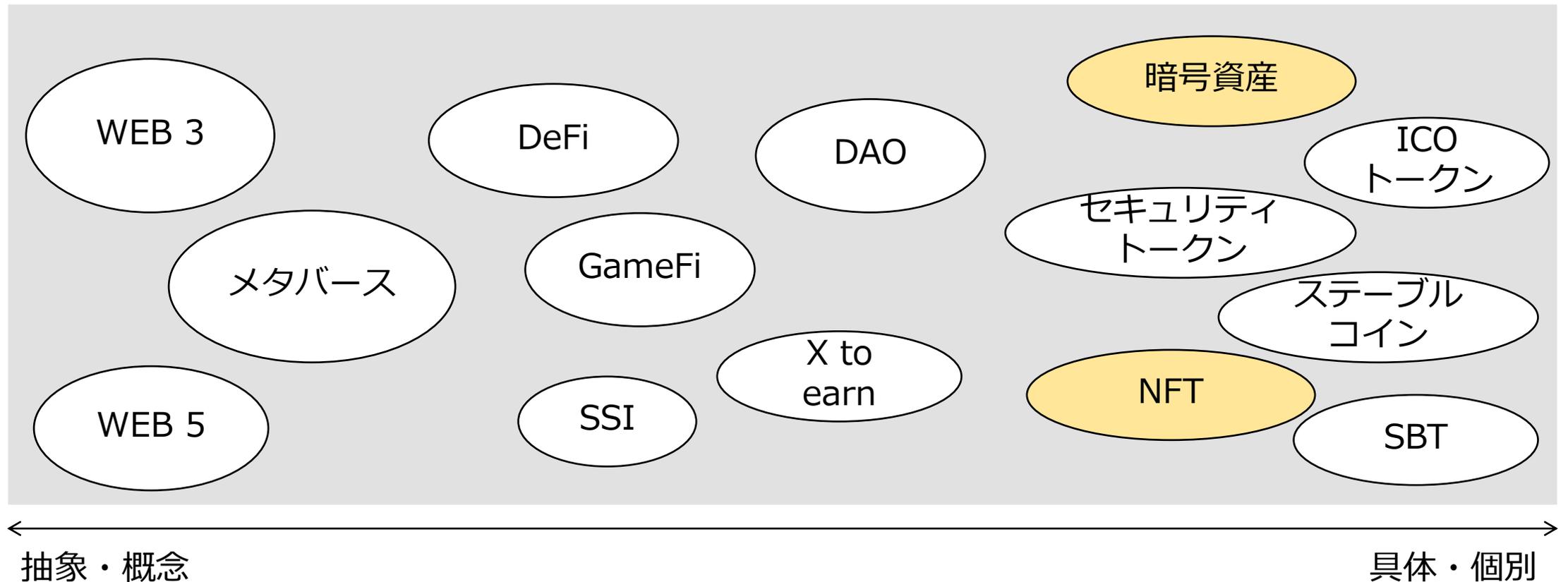
メタバース内で行われる経済活動に対して以下に課税関係を構築するかが課題。

- メタバースでは、コンテンツ取引を始めとする様々な経済活動が現実に行われ、今後、その規模と額は飛躍的に増えることが見込まれています。そして、メタバース内の経済活動も背景には実在する個人・法人が存在し、現実世界と連結するものである以上、こうした経済活動に伴う税務の問題も極めて重要になってきます。
- メタバースにおいて想定される税務上の問題点として、メタバースには物理的所在、物理的国境がなく、現行の国際課税におけるソース・ルール（国内源泉所得該当性の決定ルール）が当てはまらないという問題が存在します。
- また、メタバースにおいては、従前の電子商取引とは異なり、すべての経済活動が仮想空間内で完結することも想定され、課税にあたって、このような仮想空間内の経済活動をどのように現実世界に連結させるかという新たな議論が生じることも想定されます。
- メタバースにおける税務上の検討事項は、すべての税目にまたがり、メタバースでの生産活動への所得課税（所得税、法人税、源泉所得税）、消費活動への課税（消費税）、さらにはメタバース内で「生活」する人口が増えるにしたがって、メタバース内の資産に対する相続税、贈与税も問題となることが予想されます。さらに、メタバースにおいては、匿名性が高いことから、現行のルールをそのまま適用すると、法定の手續の履行に関し、支障が出る可能性もあります。

終わりに

# 検討の対象の変化（進化） 【再掲】

暗号資産を取り巻く状況は刻々と変化し、様々な概念やプロジェクト、プロダクトが発生。多くは税務の取扱いが明らかでない。都度、税の原則に立ち戻って考える必要。



## 今回の講義の内容は・・・

- 暗号資産と税制・税務に関する項目の概要を説明しました。
- 関連する項目を広めにピックアップしました。
- 概要の説明を中心に行い、深い説明はしませんでした。
- 気になる項目、深く知りたい項目は、リンク先を確認してください。
- さらに知りたい場合は、個別に連絡ください。

連絡先 : [yasukochi@jvcea.or.jp](mailto:yasukochi@jvcea.or.jp)